

第2 高さについて

1 建築物及び工作物の高さについて

建築物及び工作物の「高さ」は、建築基準法施行令第2条第六号の本文の「高さ」です。

2 建築物の上に工作物が乗っているものの高さについて

建築物の上に工作物が乗っているものの「高さ」は、地盤面から工作物の上端までの「高さ」です（「第5 建築物と工作物が一体となつてゐる場合について」（62頁参照））。

3 物件の堆積の高さについて

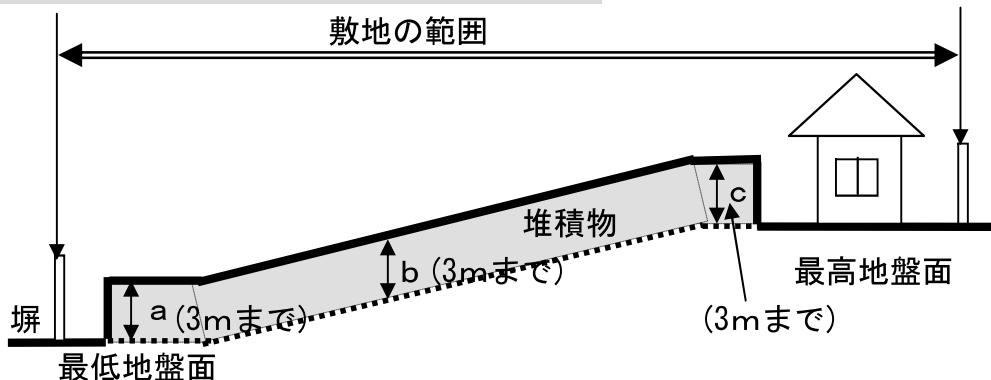
物件の「堆積の高さ」は、堆積を行う各地盤面から堆積物の上端までの「高さ」です。

(1) 敷地が斜面の場合について

【堆積の「高さ」の定義】

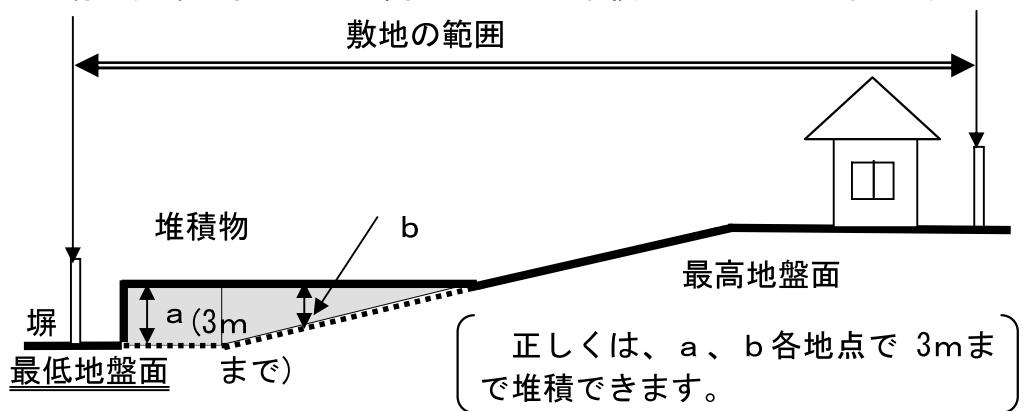
「堆積の高さ」は、「各地盤面からの垂直の高さ (a、b、c)」である。

堆積を行っているいずれかの地点で、地盤面からの垂直の高さが 1.5mを超えると届出が必要で、3mを超えると勧告対象です。

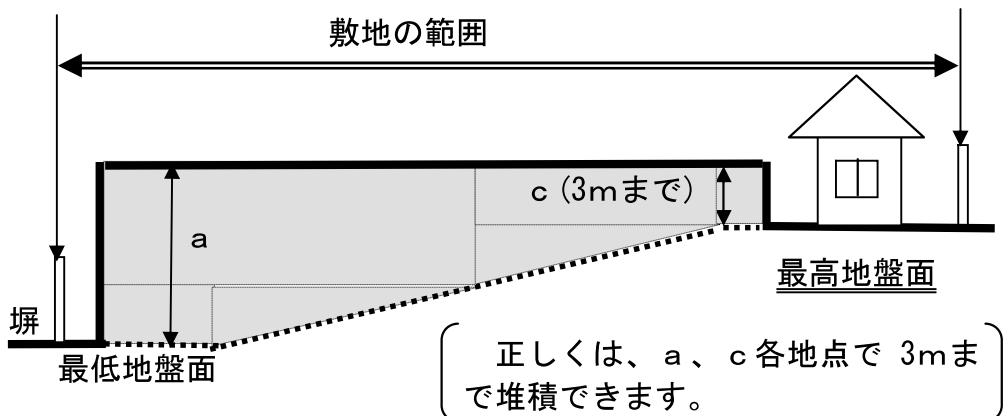


【堆積の「高さ」の誤った考え方】

〈ケース1 「堆積の高さ」を、「最低地盤面からの高さ (=a)」とし、aが 3m の場合、その水平方向の高さまでしか堆積できないとの考え方〉



〈ケース2 「堆積の高さ」を、「最高地盤面からの高さ (=c)」とし、cが 3m の場合、その水平方向の高さまで堆積できるとの考え方〉

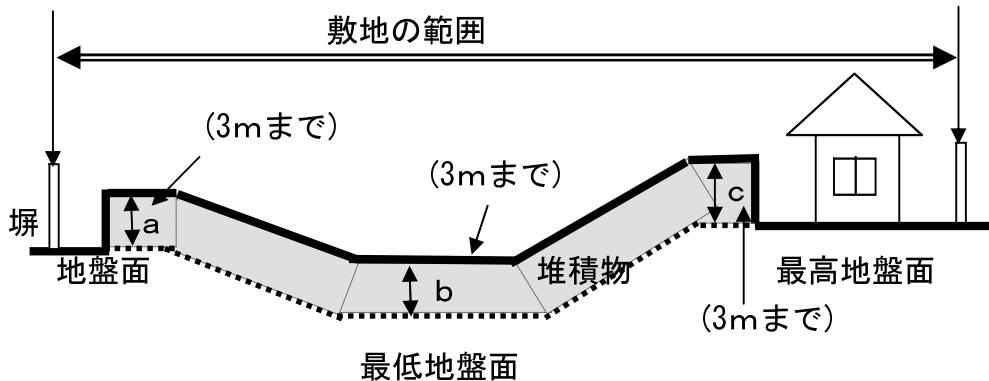


(2) 敷地が窪んでいる場合について

【堆積の「高さ」の定義】

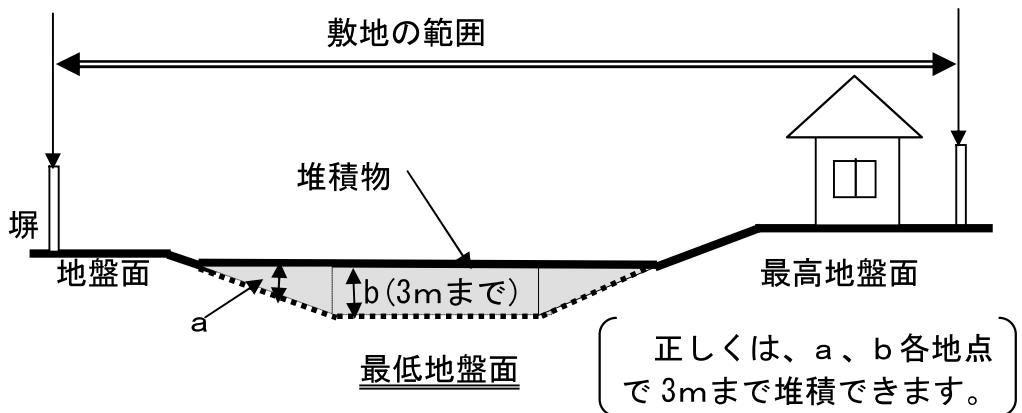
「堆積の高さ」は、「各地盤面からの垂直の高さ（a、b、c）」である。

堆積を行っているいざれかの地点で、地盤面からの垂直の高さが 1.5mを超えると届出が必要で、3mを超えると勧告対象です。



【堆積の「高さ」の誤った考え方】

〈ケース1 「堆積の高さ」を、「最低地盤面からの高さ（＝b）」とし、aが 3m の場合、その水平方向の高さまでしか堆積できないとの考え方〉



〈ケース2 「堆積の高さ」を、「最高地盤面からの高さ（＝c）」とし、cが 3m の場合、その水平方向の高さまで堆積できるとの考え方〉

